



厚生労働省栃木労働局 Press Release

平成 27 年 9 月 29 日

【照会先】

栃木労働局監督課

監督課長 西本 直哉

担当 五十嵐 理夫

(電話) 028 (634) 9115

(FAX) 028 (632) 6585

報道関係者 各位

「過重労働解消キャンペーン」期間の要請を行います。

栃木労働局長（局長 堀江雅和）は、平成 27 年 11 月 1 日（日）から 11 月 30 日（月）までの 1 か月間を「過重労働解消キャンペーン」期間（別添リーフレット参照）として、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を実施します。

本件の取組の 1 つとして、栃木労働局長、労働基準部長による要請を、栃木県経営者協会や連合栃木など栃木県内の労使 12 団体に対し実施します。（別紙 1 参照）

取材を希望される方は、以下の連絡先に事前に必ずご連絡ください。

要請先団体へ直接連絡はご迷惑となりますので、ご遠慮願います。

連絡先 栃木労働局監督課 028 (634) 9115 担当：五十嵐・大貫

あなたの会社に
毎晩遅くまで働いている方は
いませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

過重
労働



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月

は「過重労働解消キャンペーン」期間です

なくしましょう 長い 残業

無料 「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら

0120-794-713

11月7日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

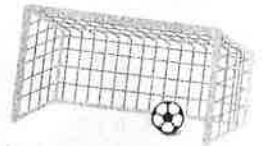
労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなどいまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところ です。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の
解消のためには...



過重労働による健康障害を防止するために※1

- ① 時間外・休日労働時間の削減
 - ◇ 36 協定 (時間外労働・休日労働に関する協定) で定める延長時間は、限度基準※2に適合したものとする必要があります。
 - ◇ 特別条項付き協定※3により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。
- ② 年次有給休暇の取得促進
 - ◇ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - ◇ 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
 - ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために※4

- ① 労働時間適正把握基準※5を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成 18 年3月、厚生労働省)

※2 「労働基準法第 36 条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成 10 年労働省告示第154号)

※3 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

※4 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成 15 年5月、厚生労働省)

※5 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成 13 年4月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業
平成 27 年 11 月 7 日(土) **休日電話相談** **0120-794-713** にご相談ください。

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30 ~ 17:15)

労働条件相談ホットライン フリーダイヤル はい！ ろうどう **0120-811-610** (月・火・木・金 17:00 ~ 22:00、土・日 10:00 ~ 17:00)

労働基準関係情報メール窓口 (情報提供)

労働基準 メール窓口

検索

要請先及びスケジュール

別紙1

平成27年9月30日(水)

要請先 (要請場所)	一般社団法人 栃木県経営者協会 北関東総合警備保障(株) 栃木県宇都宮市不動前1丁目3-14	平成27年9月30日(水) 午前10時00分 (注 会長事業場)
---------------	--	-------------------------------------

平成27年10月9日(金)

要請先 (要請場所)	栃木県労働基準協会連合会 同上 宇都宮市築瀬1958-1 栃木県建設産業会館 4F	平成27年10月9日(金) 午前10時00分
---------------	---	------------------------

平成27年10月15日(木)

要請先 (要請場所)	日本労働組合総連合会 栃木県連合会 同上 宇都宮市中戸祭8-1 宇都宮福祉センター 3F	平成27年10月15日(木) 午前9時00分
---------------	--	------------------------

日程調整中 (日程については、栃木労働局監督課 028(634)9115 担当:五十嵐・大貫までご紹介いたします。)

要請先 (要請場所)	栃木県中小企業団体中央会 同上 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 7F 会議室	
要請先 (要請場所)	一般社団法人 栃木県商工会議所連合会 栃木県中小企業団体中央会 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 7F 会議室	
要請先 (要請場所)	栃木県商工会連合会 栃木県中小企業団体中央会 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 7F 会議室	
要請先 (要請場所)	栃木県社会保険労務士会 同上 宇都宮市鶴田町3492-46	
要請先 (要請場所)	公益社団法人 栃木県経済同友会 同上 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 8F	
要請先 (要請場所)	一般社団法人 栃木県建設業協会 同上 宇都宮市築瀬1958-1 栃木県建設産業会館 2F	
要請先 (要請場所)	一般社団法人 栃木県トラック協会 同上 栃木県宇都宮市千代田1-5-12	
要請先 (要請場所)	一般社団法人 栃木県タクシー協会 栃木労働局 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第二地方合同庁舎	
要請先 (要請場所)	一般社団法人 栃木県バス協会 栃木労働局 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第二地方合同庁舎	